

「官報おらまじり。」

子ども・子育て拠出金率の上限を
引き上げ:

※平成28年度の率は、次ページにあり。

- ◇子ども・子育て支援法の一部を改正する法律
(法律第二二号)(内閣府本府)
- 1 仕事・子育て両立支援事業
 - (一) 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法(昭和二十二年法律第一六四号)第五九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち同法第六条の三第一二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができることとした。(第五九条の二第一項関係)
 - (二) 全国的な事業主の団体は、仕事・子育て両立支援事業の内容に関し、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができることとした。(第五九条の二第二項関係)
- 2 基本指針
 - 内閣総理大臣が策定する基本指針の記載事項に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六〇条第一項並びに第二項第一号及び第五号関係)
- 3 拠出金
 - (一) 一般事業主から徴収する拠出金の対象事業に仕事・子育て両立支援事業を追加することとした。(第六九条第一項関係)
 - (二) 拠出金の率の上限を 1.0000 分の 2.5 以内に引き上げること等とした。(第七〇条第二項関係)
- 4 その他
 - その他所要の改正を行うこととした。
- 5 施行期日等
 - (一) 特別会計に関する法律(平成一九年法律第二三号)について所要の改正を行うこととした。(附則第二項関係)
 - (二) この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。(附則第三項及び第四項関係)
 - (三) この法律は、平成二八年四月一日から施行することとした。

官報 あらましより.

平成28年度の子ども・子育て
拠出金率は

2.0/1000 である。

◇子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する
政令（政令第一八六号）（内閣府本府）

1 低所得世帯における保育料の負担軽減措置の
拡充

(一) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一
円未満である場合の利用者負担の上限額につ
いて、新たに額を定めることとした。（第四
条、第七条及び第九条、第一三条関係）

(二) 市町村民税所得割合算額が七万七、一〇一
円未満（満三歳以上保育認定子ども又は満三
歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保
育等にあつては、五万七、七〇〇円未満）で
あり、複数の特定被監護者等がいる支給認定
保護者に係る利用者負担の上限額の特例を設
けることとした。（第四条の二関係）

2 拠出金率の改定

子ども・子育て支援法第七〇条第二項に基づ
き定める拠出金率は、一、〇〇〇分の二・〇と
した。（第二七条関係）

3 附則関係

(一) この政令による改正後の規定は、この政令
の施行の日以後に行われる特定教育・保育等
について適用し、同日前に行われた特定教
育・保育等については、なお従前の例による
こととした。（附則第二条関係）

(二) この政令による改正後の2の規定は、平成
二八年四月以後の月分の拠出金の徴収につい
て適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴
収については、なお従前の例によることとし
た。（附則第三条関係）

(三) この政令の施行に伴い、関係政令について
所要の規定の整備を行うこととした。（附則第
四条及び第五条関係）

(四) この政令は、平成二八年四月一日から施行
することとした。

子ども・子育て拠出金は、
次ページに記載があります。

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第百八十六号

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第二十二号)の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項各号、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項各号、第六十七条第一項、第七十条第二項並びに附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)及び同号ロ(1)の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「一万五千円」を「七千五百円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは、「二万六千六百円」。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。」と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」とする。」と、同項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは、「二万九千六百円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。」と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。

第五条第四項中「一万五千円」を「七千五百円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「一万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」)。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」)。ただし、同条第四項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。

第七条第一項中「この条及び第二十三條第三項第四号において」を削り、同条第二項中「一万五千円」を「七千五百円」に改める。

第九条第二項中「ついでには」の下に、「同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」)。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千七百円未満である場合にあつては、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。と」を加え、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。

第十条第二項中「ついでには」の下に、「同項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」)。ただし、同条第二項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。と」を加え、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。

第十一条第一項中「この条及び第二十三條第三項第七号において」を削り、同条第二項中「一万五千円」を「七千五百円」に改める。

第十二条第一項中「この条及び第二十三條第三項第八号において」を削り、同条第三項中「第一項第六号」を「第一項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」)。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千七百円未満である場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」)。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。

第十三条第一項中「この条、次条及び第二十三條第三項第九号において」を削り、同条第四項中「一万五千円」を「七千五百円」に、「第二項第六号」を「第二項第五号中「二万六千六百円」とあるのは「二万六千六百円」)。ただし、市町村民税所得割合算額が七万七千七百円未満である場合にあつては、一万三千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万三千三百円)とする。と、同項第六号」に、「一万五千五百円」を「七千七百五十円」に、「一万五千三百円」を「七千六百五十円」に、「前項第六号」を「前項第五号中「二万九千六百円」とあるのは「二万九千六百円」)。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合には、一万五千円(短時間認定保護者にあつては、一万四千八百円)とする。と、同項第六号」に、「一万八千五百円」を「九千二百五十円」に、「一万八千三百円」を「九千五百円」に改める。

第十四条各号列記以外の部分中「小学校第一学年」を「小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の第一学年」に改め、「この条において」を削り、同条第一号イ中「この条において」を削り、同号ロ中「この条において」を削り、「ハ及び次号において」を「以下」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)
第十四条の二 特定被監護者等(支給認定保護者に監護される者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者であつて、支給認定保護者と生計を一にするものをいう。以下この項及び附則第十七条の二において同じ)が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育、特別利用保育、特別地域型保育、特定地域型保育、特別地域型保育、特定地域型保育又は特例保育(以下この条において「特定教育・保育等」という)に関する法第二十七條第三項第二号、法第二十八條第二項第一号から第三号まで、法第二十九條第三項第二号及び法第三十條第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、当該特定教育・保育等に係る負担額算定基準額が七万七千七百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)であるときは、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一次のイ又はロに掲げる支給認定子ども 当該特定教育・保育等に関して第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども(最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く)である支給認定子ども

2 前項に規定する「負担額算定基準額」とは、次の各号に掲げる特定教育・保育等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 教育認定子どもが受けた特定教育・保育 第四条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

二 満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育 第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

三 特別利用保育 第六条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

四 特別地域型保育 第七条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

五 特定地域型保育 第九条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

六 特別地域型保育 第十一条第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

七 特定地域型保育 第十二條第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

八 教育認定子どもが受けた特例保育 第十三條第一項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

九 満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特例保育 第十三條第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者等同一の世帯に属する者が特定教育・保育等のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する第一項の規定の適用については、同項中「七万七千七百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)」とあるのは「七万七千七百円未満」と、「当該各号に定める額」とあるのは「零」とする。

第二十三條第三項第一号から第八号までの規定中「又は第十四條」を「第十四條又は第十四條の二」に改め、同項第九号中「又は第十四條」を「第十四條の二」に改める。

第二十七條中「千分の一・五」を「千分の二・〇」に改める。

2028年度

附則第十七条の次に次の一条を加える。

(複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例)

第十七条の二 第十四条の二第二項、第二項(第一号、第三号、第六号及び第八号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、特定被監護者等が二人以上いる場合の支給認定保護者に係る同条第一項各号に掲げる支給認定子どもが受けた特定教育・保育(同条第二項第一号に掲げるものに限る。)、特別利用保育、特別利用地域型保育又は特例保育(同条第二項第八号に掲げるものに限る。)に関する法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条の二第一項各号列記以外の部分中「七万七千一百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)」とあるのは「七万七千七百円未満」と、第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条、附則第十六条において準用する第十三条及び附則第十七条において準用する前条」と、同項第一号中「第四条から第七条まで及び第九条から第十三条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条」と、同項第二号中「第四条第一項第二号」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条第一項第二号」と、同項第三号中「第六条第一項第二号」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条第一項第二号」と、同項第六号中「第十一条第一項第二号」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条第一項第二号」と、同項第八号中「第十三条第一項第二号」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条第一項第二号」と、同条第三項中「七万七千七百円未満(満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子どもが受けた特定教育・保育等にあつては、五万七千七百円未満)」とあるのは「七万七千七百円未満」と、当該各号に定める額」とあるのは「とあるのは「当該各号に定める額」と読み替えるものとする。」

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令による改正後の第四条第四項、第五条第四項、第六条第二項、第七条第二項、第九條第二項、第十條第二項、第十一條第二項、第十二條第三項、第十三條第四項、第十四條の二及び附則第十七条の二の規定は、この政令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第二十七条

第一項に規定する特定教育・保育、同法第二十八條第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、同法第二十九條第一項に規定する特定地域型保育、同法第三十條第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育(以下この条において「特定教育・保育等」という。)について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

第三条 この政令による改正後の第二十七條の規定は、平成二十八年四月以後の月分の拠出金の徴収について適用し、同年三月以前の月分の拠出金の徴収については、なお従前の例による。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

第四条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十四号中「第四条から第七條まで及び第九條から第十三條まで」を「第四条第一項(同令附則第十二條において準用する場合を含む。)、第二項、第三項及び第四項(同令附則第十二條において準用する場合を含む。)、第五條第一項(同令附則第十三條において準用する場合を含む。)、第六條(同令附則第十四條において準用する場合を含む。)、第七條、第九條、第十條、第十一條(同令附則第十五條において準用する場合を含む。)、第十二條、第十三條第一項(同令附則第十六條において準用する場合を含む。))並びに第十四條の二(同令附則第十七條の二において準用する場合を含む。)」に改める。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第五條 特別会計に関する法律施行令(平成十九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六條の二第一項第一号ロ中「の交付」の下に「及び同法第五十九條の二第一項の規定による補助金の交付」を加える。

第六十條第三項中「及び子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」に改める。

附則第十四條の二中「及び子ども・子育て支援交付金」を「及び仕事・子育て両立支援事業費」に、並びに子ども・子育て支援交付金」を「並びに子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び仕事・子育て両立支援事業費」とあるのは「及び」に改め、並びに子ども・子育て支援交付金」の下に「仕事・子育て両立支援事業費」を加える。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 麻生 太郎

財務大臣 麻生 太郎

厚生労働大臣 塩崎 恭久